令和8年度 平均保険料率について

1. 令和8年度 平均保険料率に関する論点

2. 参考データ

3. 運営委員会・支部評議会のスケジュール

····· 1ページ

・・・・・・・ 4ページ

・・・・・・・ 18ページ

令和8年度 平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状·課題等》

1. 協会けんぽの令和6年度決算は、収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は6,586億円となった。

単年度収支差の前年度比は、保険料収入等による収入の増加(前年度比+2,421億円)が保険給付費や後期高齢者支援金等による支出の増加(同+497億円)を上回ったことにより1,923億円増加した。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額の増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっている。医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要がある。

- ⇒直近(2025年3月~6月)の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は3.3% P 5 [参考データ2]
- 2. 協会けんぽの今後の財政を見通すに当たっては、近年は比較的堅調な収支が続いているものの、協会けんぽ設立以来、大半の年度において医療費の伸びが賃金の伸びを上回ってきたことに加え、以下のような要因があることを念頭に置く必要がある。
 - ⇒「加入者一人当たり医療費と平均標準報酬月額の伸び率の推移」に関するデータ P13「参考データ10]

(1)保険給付費の増加が見込まれること

協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等による保険給付費の継続的な増加が見込まれている。

「保険給付費の今後の見込み」 ※ 資料1-2の推計値 (2027年度以降の伸び率+2.8%)

2026年度:約76,400億円

2030年度:約83,100億円 2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約2.5兆円

2034年度:約91,000億円 2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約7.8兆円 /

- ⇒「協会けんぽ加入者の平均年齢上昇」に関するデータ P7、8、9 [参考データ4、5、6]
- ⇒ 「医療の高度化」に関するデータ P10 [参考データ7]

(2) 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約0.7兆円

⇒ P12 「参考データ9]

2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約1.5兆円

(3) 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じること

2025年6月の通常国会で可決成立した「年金制度改革法」において、短時間労働者や個人事業所について新たに被用者保険の適用対象とすることが盛り込まれている。これらの方々が適用対象となる場合、大半が協会けんぽに加入することが見込まれるが、その際、協会けんぽに財政負担が生じる。

※ 2024年12月12日開催の第189回社会保障審議会医療保険部会資料によると、短時間労働者等への被用者保険適用拡大による協会けんぽへの財政影響は、年間510億円(完全施行後)の負担増と試算されている。
⇒ P14、15 「参考データ11、12]

(4) 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと

足元の賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測することは難しい。

(5) 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること

健康保険組合の2025(令和7)年度予算早期集計では、約76%の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、 団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が高止まりしたまま推移することが見込まれ、賃金引き上げによる保険料収入へ の効果も中長期的には予想が難しいことから、財政状況の悪化した組合が解散を選択し、被用者保険の最後の受け皿である協会 けんぽに移る事態が予想される。

「参考」健保連公表資料(2025年度健康保険組合予算編成状況予算早期集計結果について)から引用

○ 協会けんぽの平均保険料率(10%)以上の健康保険組合(令和7年度予算時)

1,368組合のうち335組合(24.49%)

⇒ P16、17 [参考データ13、14]

【論点】

- ▶ 協会けんぽの財政は、収入の面においては、近年は賃上げ等の影響により保険料収入が増加しているが、定率で負担する社会保険料の額は賃金水準の上昇に比例して伸びることから、事業主や被保険者にとって、その負担感が増しているとの声がある。一方、支出の面においては、今後も加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれるほか、「骨太の方針2025」において、診療報酬改定に関して、高齢化の影響に加えて物価上昇や賃上げの影響を反映する方針が示されており、令和8年度の医療費の伸びは例年以上に高いものとなる可能性がある。このような状況の中で、令和8年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
 - ※ 令和6年12月23日 運営委員会 北川理事長発言要旨:「できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないよう、協会 けんぽの財政については、引き続き、中長期的に安定した財政運営を目指すことを基本スタンスとして維持したい。」

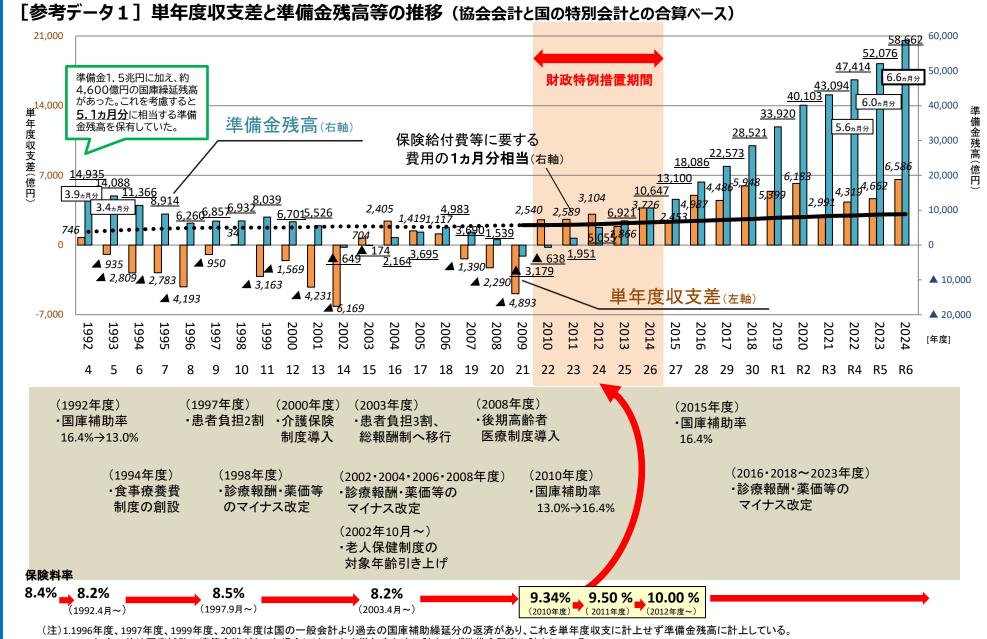
2. 保険料率の変更時期

《現状·課題》

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際(平成21年9月)及び政府予算案の閣議決定が 越年した場合を除き、4月納付分(3月分)から変更している。

【論点】

▶ 令和8年度保険料率の変更時期について、令和8年4月納付分(3月分)からでよいか。



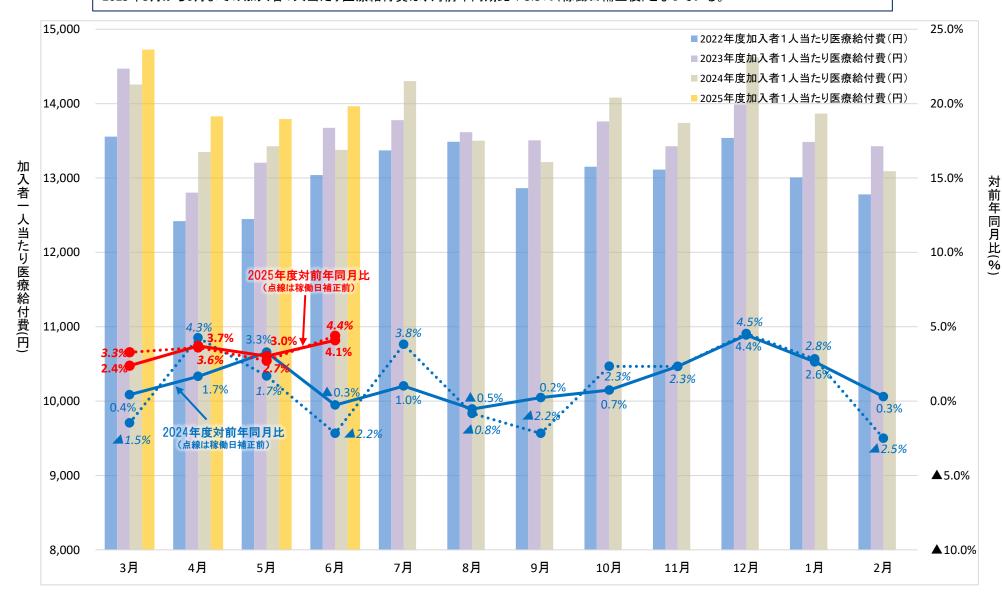
^{2.2009}年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

^{3.}協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

^{4.2015}年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額 措置が設けられた。

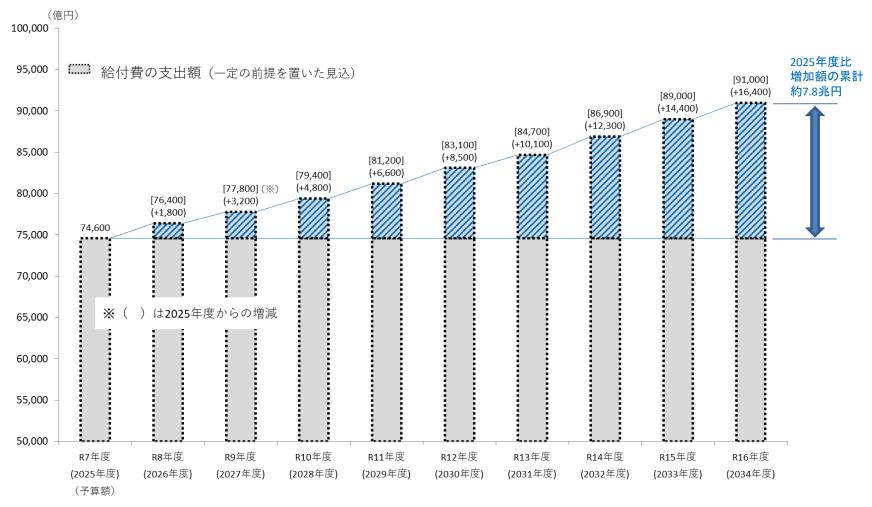
[参考データ2] 協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移

2025年3月から6月までの加入者1人当たり医療給付費は、対前年同期比+3.3%(稼働日補正後)となっている。



[参考データ3] 保険給付費の機械的試算

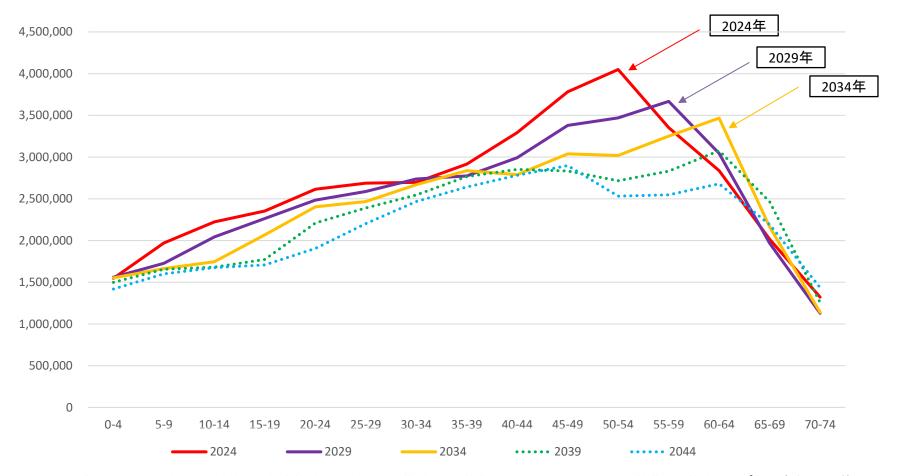
保険給付費の推計をみると、2034年度は9兆1,000億円の見込みであり、2025年度と比較すると約1兆6,400億円増加している。また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約2.5兆円、2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約7.8兆円となる。



(※) 2027年度以降の推計値は、資料1-2の試算ケース I (75歳未満一人当たり医療給付費の伸びは+2.8%、賃金上昇率+1.8%) による推計値。 百億円単位に四捨五入して記載している。

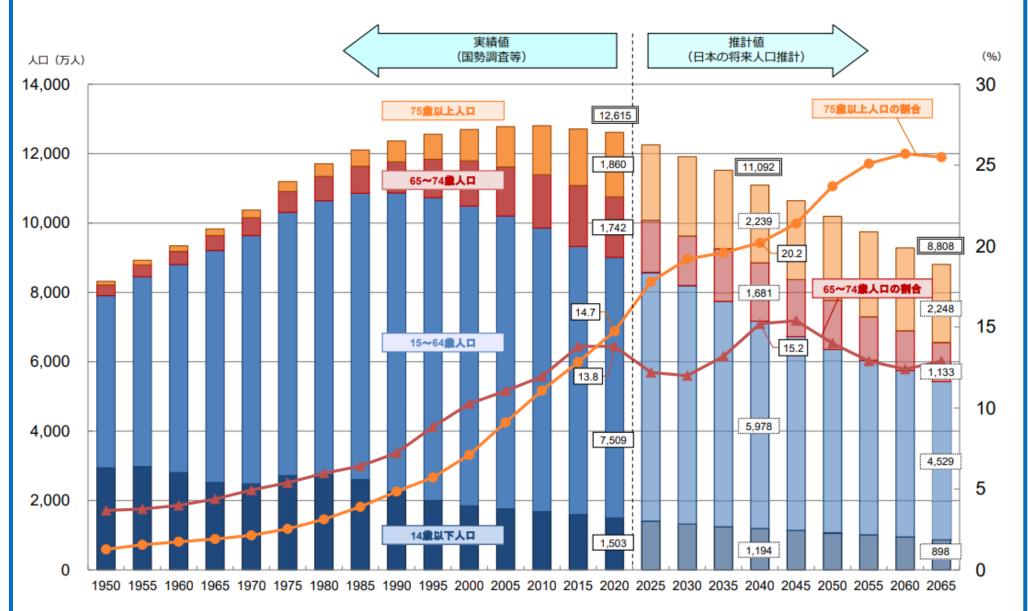
[参考データ4] 年齢階級別加入者数の推移(5歳階級)

- 年齢階級別加入者数をみると、2024年度は団塊ジュニア世代を含む50~54歳の階級が最も多くなっている。
- 2024年度時点の年齢階級別協会けんぽ加入率を基に推計(注1)した加入者数をみると、2029年度及び2034年度も団塊ジュニア世代の加入者数が 最も多くなる見込み。
- 一方、65歳以上は退職等の影響(注2)で協会けんぽ加入率が低く、2039年度及び2044年度には団塊ジュニア世代の加入者数が減少する見込み。



注1 2025年以降の加入者数は、将来推計人口(令和5年推計)の年齢階級別人口に、2024年の年齢階級別協会けんぽ加入率を乗じて算出している。 注2 今後、高齢者雇用の進展により、60歳代以上の加入者数が上振れする可能性がある。

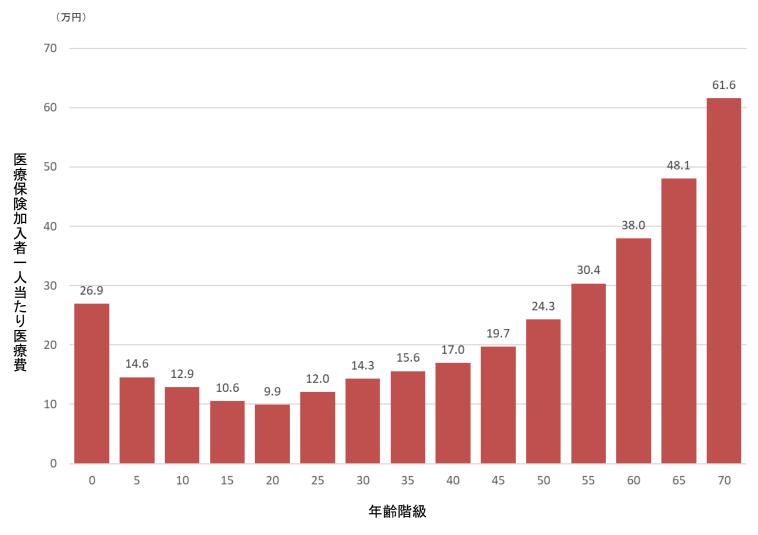
[参考データ5] 年齢階層別人口の推移



資料:2020年度までは総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

[参考データ6] 5歳階級別医療費(基礎資料)

医療保険加入者一人当たり医療費を5歳階級別にみると、20歳以上では年齢上昇とともに高くなっており、50歳以上の階級で、 一人当たり医療費が20万円を超えている。



厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」 ※ 令和4年度実績、医療保険制度計

[参考データ7] 医療費の伸びの要因分解

医療費の伸び率の要因分解

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
医療費の伸び率	1	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	3.7%	2.9% ^(注1)
人口増の影響	2	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.5%
高齢化の影響	3	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.7% ^(注2)
診療報酬改定等	4	0.19%		0.004 %		0.1% -1.26% 消費稅対応 1.36% (注3)		-1.33% ^(注4)		-1.19% ^(注5)	-0.07% ^(注6)	-0.46% ^(注7)	-0.9% ^(注8)	-0.94%	-0.64% ^(注9)
その他 (①-②-③- ・医療の高度化 ・患者負担の見直		2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.2%	1.1%	1.6%	-3.5%	5.1%	4.2%	3.3%
制度改正						H26.4 70-74歳 2割負担 (注10)								R4.10 一定以上 所得高齢者 2割負担	

- 注1:医療費の伸び率は、令和4年度までは国民医療費の伸び率、令和5年度は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費)の伸び率(上表の斜体字、速報値)であり、医療保険と公費負担医療の合計である。
- 注2:令和5年度の高齢化の影響は、令和4年度の年齢別1人当たり医療費と令和4年度、5年度の年齢別人口からの推計値である。
- 注3:平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。
- 注4: 平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。
 - なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。
- 注5:平成30年度の改定分-1.19%のうち薬価制度改革分は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-0.9%。
- 注6:令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定(診療報酬+0.41%、薬価改定-0.48%)のうち影響を受ける期間を考慮した値。
- 注7: 令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定に係る平年度効果分を含む。
- 注8:令和3年度の国民医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。
- 注9:令和5年度の概算医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。
- 注10:70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

「参考データ8 】経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)一部抜粋

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続 しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価 動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費204 については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、こ れまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における 力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅 広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化 による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加 分を加算する。非社会保障関係費25及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に 合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

今後も、状況に応じて必要な政策対応を行っていくことに変わりはないが、PBの黒字 化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の 拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても検討に着 手していく。

(税制改革)

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現 するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、 グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な 検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点か ら、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む 所得税の抜本的な改革の検討²⁰⁶を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デ ジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観 点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの 対応を進める。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、技術革新を促進し、中長期的な社会の構造変 化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障制度を確立する。このため、「経済・財政新生計 画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、国民皆保険・皆 年金を将来にわたって維持し、次世代に継承することが必要である。

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保 がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、 これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めと

した必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ207の実現や昨今の 物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確 実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、 2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種 と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善 等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の 経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担 の軽減を実現するため、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し 208 や、地域フォーミュ ラリの全国展開²⁰⁹、新たな地域医療構想に向けた病床削減²¹⁰、医療DXを通じた効率的で 質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底211、 がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について212、引き続 き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025年末までの予算編成過程で十 分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026年度から実行する。

(中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時 間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担 し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程25を踏 まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータ の二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト/シェアなど、 医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上に つなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者 のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を 進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化214 を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策 を讃ずる。

現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現するため、各種データ分析・研 究を始めEBPMによるワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制すると

社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。 令和7年度予算の非社会保障関係費は、近年の物価上昇率の変化を反映した令和6年度予算の増(+1,600億円程度)と同 水準を維持しつつ、公務員人件費の増により実質的に目滅りしないよう、相当額 (+1,400億円程度) を上乗せし、+3,000億

²⁶ 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)に基づく。

^{***} 日本労働組合総連合会の集計によれば、現時点(第6回集計)で定期昇給を含む平均賃上げ率は5.26%(うちベースアッ ブ分のみで3.71%)、組合員数300人未満の組合の平均賃上げ率は4.70% (うちベースアップ分のみで3.51%) となっている。 *** 医療機関における必要な受診を確保し、こともや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮しつつ。 個別品目に関する対応について適正使用の政組の検討や、セルフメディケーション能態の観点からの更なる医薬品・検査薬の スイッチOTC化に向けた実効的な方策の検討を含む。

²⁰ 普及推進策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する。

²⁰⁰ 人口減少等により不要となると推定される一般病床・療養病床・精神病床といった病末について、地域の実情を踏まえた 調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想

[※] 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつ マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制 度設計を進める。

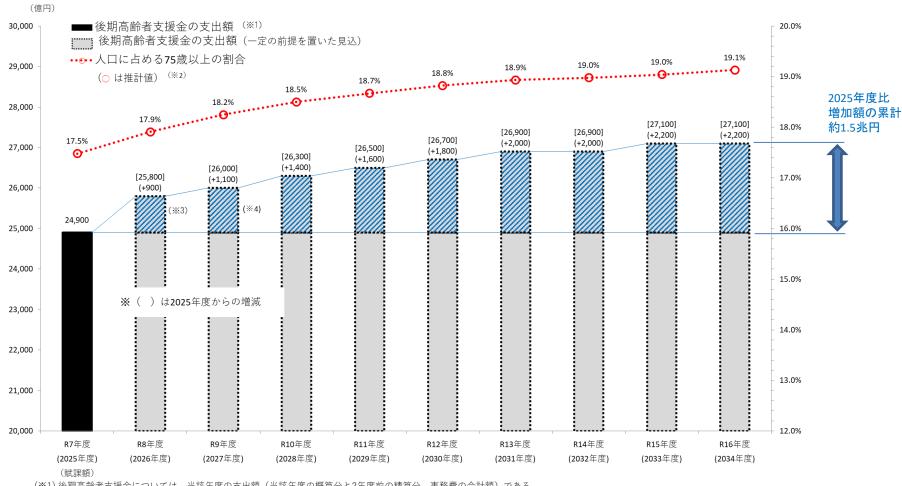
詳細こついては、「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会)

[「]全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)。

²⁴ 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

[参考データ9]後期高齢者支援金の機械的試算

後期高齢者支援金の推計をみると、2034年度は2兆7,100億円の見込みであり、2025年度と比較すると約2,200億円増加している。 また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約0.7兆円、2026年度から2034年度 までの2025年度比増加額の累計の見込みは約1.5兆円となる。



- (※1)後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。
- (※2)人口に占める75歳以上の割合については、「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、2023推計)による。
- (※3) 2026年度の後期高齢者支援金額は当年度の概算額(見込額)に前々年度の精算額(見込額)を加味している。
- (※4) 2027年度以降の推計値は、資料1-2の試算ケース | (75歳以上一人当たり医療給付費の伸びは+0.6%、賃金上昇率+1.8%)による金額であり、当年度の概算額のみで推計している。 金額は百億円単位に四捨五入して記載している。

[参考データ10] 協会けんぽにおける加入者一人当たり医療費と平均標準報酬月額の伸び率の推移

	全国健康保険協会		全国健康保険協会		
年度	1人当たり医療費 (円)	伸び率 (%)	平均標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	制度改正 調整後 伸び率
2008	74,343	-	285,145	-	-
2009	148,742	-	279,445	▲2.0	▲ 2.0
2010	153,184	+3.0	276,175	▲ 1.2	▲ 1.2
2011	156,400	+2.1	275,203	▲0.4	▲0.4
2012	158,290	+1.2	275,402	+0.1	+0.1
2013	160,855	+1.6	276,224	+0.3	+0.3
2014	163,930	+1.9	278,143	+0.7	+0.7
2015	170,938	+4.3	280,521	+0.9	+0.9
2016	171,049	+0.1	283,550	+1.1	+0.6
2017	175,332	+2.5	285,315	+0.6	+0.6
2018	178,123	+1.6	288,770	+1.2	+1.2
2019	182,639	+2.5	290,748	+0.7	+0.7
2020	177,470	▲ 2.8	290,305	▲0.2	▲0.2
2021	191,551	+7.9	292,677	+0.8	+0.8
2022	201,318	+5.1	298,627	+2.0	+1.6
2023	207,444	+3.0	304,484	+2.0	+1.5
2024	210,117	+1.3	309,426	+1.6	+1.6

^{※ 2008}年10月から2009年3月診療分までの6か月間のみ。

^{※ 2016}年度の「制度改正調整後伸び率」は、標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除いた場合のもの。

^{※ 2022}年度及び2023年度の「制度改正調整後伸び率」は、適用拡大の影響(それぞれ+0.4%、+0.5%)を除いた場合のもの。

[参考データ11] 被用者保険の適用拡大

I1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険(被用者保険)の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者(パート労働者など)の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円(年収106万円相当)以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上(雇用契約で判断)
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件(年額換算で約106万円)を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃 <公布から3年以内の政令で定める日から施行>

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模(常勤の従業員数で判断)	実施時期	
500人超	2016年10月	
100人超 (実績値)	2022年10月	
50人超	2024年10月	
35人超 約10万人	2027年10月	
20人超 約15万人	2029年10月	
10人超 約20万人	2032年10月	3
10人以下 約25万人	2035年10月	_

〔個人事業所の適用業種を拡大(フルタイムも含めた適用拡大)〕

常時5人以上の者を使用する事業所

- 法律で定める17業種 適用 (現行どおり) - 上記以外の業種 (※) 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5 人未満の事業所

非適用 (現行どおり)

<2029年10月施行> ただし、経過措置として、 施行時に存在する事業所 は当面期限を定めず適用 除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、 (支援策) 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援(就業調整を減らすための保険料調整)

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、 社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険 の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の 定める割合(下表)に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。 (事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援)

標準報酬月額 (年額換算)		9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)		12.6万 (151万)	
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※3年目は軽減割合を半減

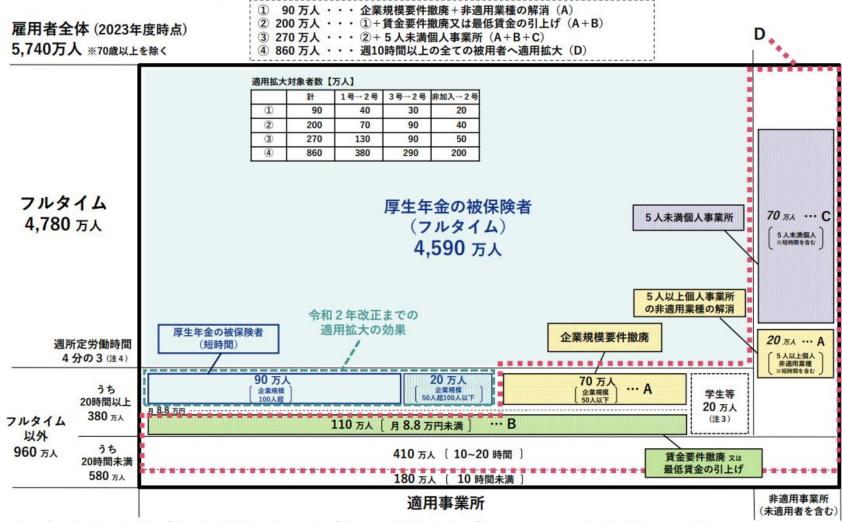
事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討 (令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成)

資料:2025年6月19日厚生労働省「第195回社会保障審議会医療保険部会資料1」より抜粋

[参考データ12] 適用拡大対象者数

(参考)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



- 注1.「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
- 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
- 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者(更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く)が含まれている。
- 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

[参考データ13] 令和7年度健康保険組合予算編成状況

3. 令和7年度【予算】(早期集計):赤字1,043組合/黒字329組合の経常収支差引額

● 赤字組合は、前年度予算に比べ147組合減少して1,043組合(構成比:76.0%)となり、赤字総額は2,291億円減の▲4,560億円となる見通し。一方、黒字組合は、140組合増加して329組合(同24.0%)となり、黒字総額は510億円増の778億円。



	令和7年度予算 (早期集計)	令和6年度予算	対前年度差
経常収入(①)	9兆3,936億円	9兆0,057億円	3,878億円
経常支出(②)	9兆7,717億円	9兆6,640億円	1,078億円
経常収支差(①-②)	▲3,782億円	▲6,582億円	2,800億円

赤字総額	▲4,560億円	▲6,850億円	2,291億円
赤字組合数	1,043組合	1,190組合	▲147組合
字組合の割合	76.0%	86.3%	▲10.3ポイント
	赤字組合数	赤字組合数 1,043組合	赤字組合数 1,043組合 1,190組合

経常収支差【黒字】

黒与	2総額	778億円	268億円	510億円
黒字糸	且合数	329組合	189組合	140組合
黒字組合の	割合	24.0%	13.7%	10.3ポイント

- 1. 令和7年度予算早期集計の赤字・黒字組合数及び赤字・黒字額は、1,372組合ベース(推計)の値である。
- 2. 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

資料 : 2025年4月23日健保連公表資料「令和7年度健康保険組合予算編成状況 予算早期集計結果について」より抜粋

[参考データ14] 令和7年度健康保険組合予算編成状況 保険料率別組合数

表 4 保険料率別組合数

						A #	n A	
	単一組合		総合組合		全組合			
	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	構成割合(%)	6年度	構成割合(%)
6.0%未満	2	2	0	0	2	0.15	2	0.15
6.0%~6.5%未満	10	15	0	0	10	0.73	15	1.09
6.5%~7.0%未満	12	12	0	0	12	0.88	12	0.87
7.0%~7.5%未満	21	21	0	0	21	1.54	21	1.52
7.5%~8.0%未満	46	51	1	1	47	3.44	52	3.77
8.0%~8.5%未満	98	107	3	3	101	7.38	110	7.98
8.5%~9.0%未満	172	178	6	7	178	13.01	185	13.42
9.0%~9.5%未満	252	246	28	28	280	20.47	274	19.87
9.5%~10.0%未満	276	269	106	104	382	27.92	373	27.05
10.0%~10.5%未満	158	158	80	81	238	17.40	239	17.33
10.5%~11.0%未満	41	41	23	22	64	4.68	63	4.57
11.0%以上	25	25	8	8	33	2.41	33	2.39
ät	1,113	1,125	255	254	1,368	100.00	1,379	100.00
平均	9.21	9.18	9.88	9.87	9.34	_	9.31	_
協会けんぽ料率(10.0%)の組合数(再掲)	93	97	42	46	135	9.87	143	10.37
協会けんぽ料率(10.0%)超の組合数(再掲)	131	127	69	65	200	14.62	192	13.92
協会けんぽ料率(10.0%)以上の組合数(再掲)	224	224	111	111	335	24.49	335	24.29

^{1. 7}年度欄については、予算データ報告があった組合(1,368組合)ベースの数値である。

^{2.} 保険料率には調整保険料率が含まれる。

^{3.} 構成割合は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が計に合わない場合もある。

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	7/24		9/10		11/28	(12/15) 12/23	1/29	(2/12)	3/24
	決算· 事業					 	│ 『業計画(R8年』	隻)	
	報告						予算()	R8年度)	
運営委員会					インセンティ ブ制度: R6年度実 績の評価				
	収支見通 しの前提			平均	保険料率		都道府県単位 保険料率	保 険	
			・論点 ・5年収支見通し		・評議会における 意見の報告	。 ・平均保険料率 の決定	・都道府県単位 保険料率の決定 ・支部長意見		料 率
				平均保険料率			都道府県単位		の 広
							保険料率		報 等
支部評議会							R6年度実績の評価		\smile
				支部事業計画· 支部保険者機		支部	の事業計画(R8年度)		
				能強化予算の 事前意見聴取		支	支部の予算(R8年度)		
						政府予算案 閣議決定	保険認	料率の	事業計画、 予算の認可等
国・その他				診療報酬改定	│ 調査・検討・議	論	診療報酬改定 諮問・答申	宝案	関係
		•				,			告示等